

○ 都市計画の種類及び決定権者

都市計画の内容		決定権者		都市計画の内容		決定権者		
		三郷市	埼玉県			三郷市	埼玉県	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			○	自動車ターミナル		○		
都市 針再 等開 発方	都市再開発の方針		○	公園・緑地等	10ha以上かつ国・県設置		○	
	住宅市街地の開発整備の方針		○		その他	○		
	拠点業務市街地の開発整備の方針		○	その他の公共空地		○		
	防災街区整備方針		○	水道	水道用水供給事業		○	
区域区分(市街化区域と市街化調整区域)		○	その他		○			
地域 地区	用途地域	○		電気供給施設・ガス供給施設		○		
	特別用途地区	○		下水道	流域下水道		○	
	特定用途制限地域	○			公共下水道(△:排水区域2以上)	○	△	
	特例容積率適用地区	○			その他	○		
	高層住居誘導地区	○		汚物処理場・ごみ焼却場、その他の供給施設又は処理施設		○		
	高度地区、高度利用地区	○		産業廃棄物処理施設			○	
	特定街区	○		河川	一級河川・二級河川		○	
	都市再生特別地区		○		準用河川	○		
	防火地域・準防火地域	○		運河・その他の水路			○	
	特定防災街区整備地区	○		学校		○		
	景観地区	○		図書館、研究施設、その他の教育文化施設		○		
	風致地区	10ha以上かつ2以上の市町村にまたがるもの		○	病院・保育所、その他の医療又は社会福祉施設		○	
		その他	○		市場・と畜場・火葬場		○	
	駐車場整備地区	○		一団地の住宅施設		○		
	臨港地区	国際拠点港湾又は重要港湾		○	一団地の官公庁施設			○
		その他	○		流通業務団地			○
	歴史的風土特別保全地区		○	電気通信事業の用に供する施設		○		
	緑地保全地域	2以上の市町村にまたがるもの		○	防風・防火・防水・防雪・防砂施設		○	
		その他	○		土地区画整理事業	50ha超かつ国・県施行		○
	特別緑地保全地区	10ha以上かつ2以上の市町村にまたがるもの		○		その他	○	
その他		○		新住宅市街地開発事業			○	
緑化地域	○		工業団地造成事業			○		
流通業務地区	○		市街地再開発事業	3ha超かつ国・県施行		○		
生産緑地地区	○			その他	○			
伝統的建造物群保存地区	○		新都市基盤整備事業			○		
航空機騒音障害防止地区	○		住宅街区整備事業	20ha超かつ国・県施行		○		
航空機騒音障害防止特別地区	○			その他	○			
促進 区域	市街地再開発促進区域	○		防災街区整備事業	3ha超かつ国・県施行		○	
	土地区画整理促進区域	○			その他	○		
	住宅街区整備促進区域	○		新住宅市街地開発事業の予定区域			○	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○		工業団地造成事業の予定区域			○	
遊休土地転換利用促進地区	○		新都市基盤整備事業の予定区域			○		
被災市街地復興推進地域	○		20ha以上の一団の住宅施設の予定区域		○			
都市 施設	道路	自動車専用道路	○	一団地の官公庁施設の予定区域			○	
		一般国道・都道府県道	○	流通業務団地の予定区域			○	
		市町村道等	○	地区計画		○		
	都市高速鉄道		○	防災街区整備地区計画		○		
駐車場	○		歴史的風致維持向上地区計画		○			
				沿道地区計画		○		
				集落地区計画		○		

■: 提案できない都市計画

※埼玉県決定の都市計画は、埼玉県に提案することができます。